



2022年5月10日

各 位

会 社 名 タキロンシーアイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 齋藤 一也
(コード：4215、東証プライム市場)
問合せ先 サステナビリティ戦略部長 高田 清志
(TEL. 03-6711-3718)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第127期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 現行定款第2条(目的)について、事業内容の変化に伴い、現状に即して事業内容の明確化を図るため変更するものであります。

(2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会全体のデジタル化の推進等も念頭に置きつつ、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を新設するものであります。

株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆様の権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

なお、当該変更にあたり、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める上記の要件に該当する旨の確認を受けております。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③施行日から6か月以内に開催される上場会社の株主総会は、電子提供措置をとることができず、従前の株主総会と同様の対応が必要となることから、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の条数を変更して規定を残し、当該規定を削除する時期について附則を設けるものであります。

④上記の新設・変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(火曜日)

定款変更の効力発生日 2022年6月28日(火曜日)

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 合成樹脂製品の製造・加工・販売(2) 無機化学工業製品の製造・販売(3) 電気材料、金属材料、磁性材料、超微粒子材料およびそれらの応用製品の製造・販売(4) モータおよび電子部品の製造・販売(5) ゴム製品の製造・販売(6) 紙製品の製造・販売(7) 種苗、肥料、飼料および土壌改良材の製造・販売(8) <u>医薬品、医薬部外品、医療機器、動物用医薬品、動物用医薬部外品、化粧品、農薬、および工業薬品の製造・販売</u>(9) 各種機械器具装置および金型の設計・製作・販売・リース(10) 建設工事の請負ならびに設計・管理(11) 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業および倉庫業(12) 不動産の賃貸(13) 前各号に関連する事業ならびに付帯する一切の業務	<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 合成樹脂製品の製造・加工・販売(2) 無機化学工業製品の製造・販売(3) 電気材料、金属材料、磁性材料、超微粒子材料およびそれらの応用製品の製造・販売(4) モータおよび電子部品の製造・販売(5) ゴム製品の製造・販売(6) 紙製品の製造・販売(7) 種苗、肥料、飼料および土壌改良材の製造・販売(8) <u>農薬、工業薬品および医薬部外品の販売</u>(9) 各種機械器具装置および金型の設計・製作・販売・リース(10) 建設工事の請負ならびに設計・管理(11) 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業および倉庫業(12) 不動産の賃貸(13) 前各号に関連する事業ならびに付帯する一切の業務
<p>第13条(株主総会の招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条(株主総会の招集)</p> <p><u>1. 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
	<p>第16条(電子提供措置等)</p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（新設）

第16条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

（現行どおり）

（附則）

第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

1. 定款第16条（電子提供措置等）の新設および定款第16条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の条数の変更は、2022年9月1日から効力を生ずる。
2. 定款第16条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）および本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または2022年9月1日から6か月以内に開催する株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上